

事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第 27 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記の通り提示する。

記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

航空貨物運送（国際）

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
仙台、東京、富山、小松、名古屋、大阪、 広島、北九州、福岡、佐賀、熊本、那覇、新千歳	TC-1、TC-2、TC-3

5. 業務の範囲

一般混載事業

6. 利用運送約款

令和元年 12 月 17 日国土交通省告示第 908 号標準国際利用航空運送約款を適用する。詳細は別途揭示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
仙台、東京、富山、小松、名古屋、大阪、 広島、北九州、福岡、佐賀、熊本、那覇、新千歳	海外のため省略

以上